



平成21年4月17日

各 位

会 社 名 株式会社 セキド
代表者名 代表取締役社長 関戸 正実
(コード番号 9878 東証第二部)
問合せ先 取締役執行役員管理部長 弓削 英昭
(TEL. 042-643-6835)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年4月17日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年5月19日開催予定の第47期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(25) (条文省略) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (26) 前各号に付帯関連する一切の業務。 <u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u> (単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(3) (条文省略) (株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 第11条～第39条 (本文省略) (新 設) (新 設)</p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり) (1)～(25) (現行どおり) <u>(26) 建物、構築物の増改築およびリフォーム業務。</u> <u>(27) 一般および特定労働者派遣業。</u> <u>(28) 人材育成のための教育事業およびカウンセリング業務。</u> <u>(29) 出版物の企画、制作、発行および販売。</u> (30) (現行どおり) (削 除) (単元株式数) 第7条 (現行どおり) (削 除) (単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(3) (現行どおり) (株主名簿管理人) 第9条 (現行どおり) (現行どおり) 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 第10条～第38条 (現行どおり) <u>附 則</u> <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成22年1月5日までこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。なお、本附則は、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。</u></p>

3. 日程

効力発生予定日 平成21年5月19日

以 上